

第7期  
柏市市民後見人養成研修募集要項  
(令和6年度～令和7年度)

主催 社会福祉法人柏市社会福祉協議会  
(柏市受託事業)

# 目 次

1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

2 募集要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

3 受講から活動まで（イメージ）・・・・・・・・ P 4

【別表 1】 第 7 期柏市市民後見人養成研修カリキュラム（入門講座）・・ P 5

【別表 2】 第 7 期柏市市民後見人養成研修カリキュラム（実践研修）・・ P 6

# 1 はじめに

## 市民後見人養成研修とは・・・

市民後見人養成研修とは、認知症や知的、精神障害等の理由により金銭管理やさまざまな契約行為等が難しい市民が、その人らしく住み慣れた地域でいきいきと暮らせるようなまちづくりを目指し、同じ市民の目線で柏市における成年後見制度の普及啓発、認知症や知的、精神障害者等に寄り添いながら日々の生活における財産管理や意思決定の支援、権利の擁護等を行う『市民後見人（成年後見人等）』を養成するものです。

柏市では、これまで6回の養成研修を開催し、53名が市民後見人候補者として柏市に登録し、うち9名が市民後見人として活躍しています（令和6年3月末現在）。その他、柏市社会福祉協議会の高齢者や障害者を支えるさまざまな取り組み等で、多くの養成研修修了者が活躍されています。

今後、認知症高齢者等の増加や親亡き後の障害者への支援等が求められる中で、市民後見人への期待は年々高まっています。

### 【成年後見制度と成年後見人等】

成年後見制度は、認知症や知的、精神障害等により、ひとりで決めることが心配な人の思いを地域みんなで分かち合い、さまざまな契約や手続きをする際のお手伝いをする制度です。そして、このような方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重しながら、財産管理（預貯金の管理等）や身上保護（福祉サービスの利用契約等）等の法律行為をご本人に代わり行うのが成年後見人等です。

家庭裁判所から選任された親族、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職、社会福祉協議会やNPO法人等の法人、そして一定の研修を修了し、自治体等に市民後見人候補者として登録した市民が、成年後見人等となることができます。

※ 成年後見制度では、ご本人の判断能力の度合いに応じて、ご本人を支援する人を補助人、保佐人、成年後見人の3つに分類し、その総称を成年後見人等と呼称しています。

## 2 募集要項

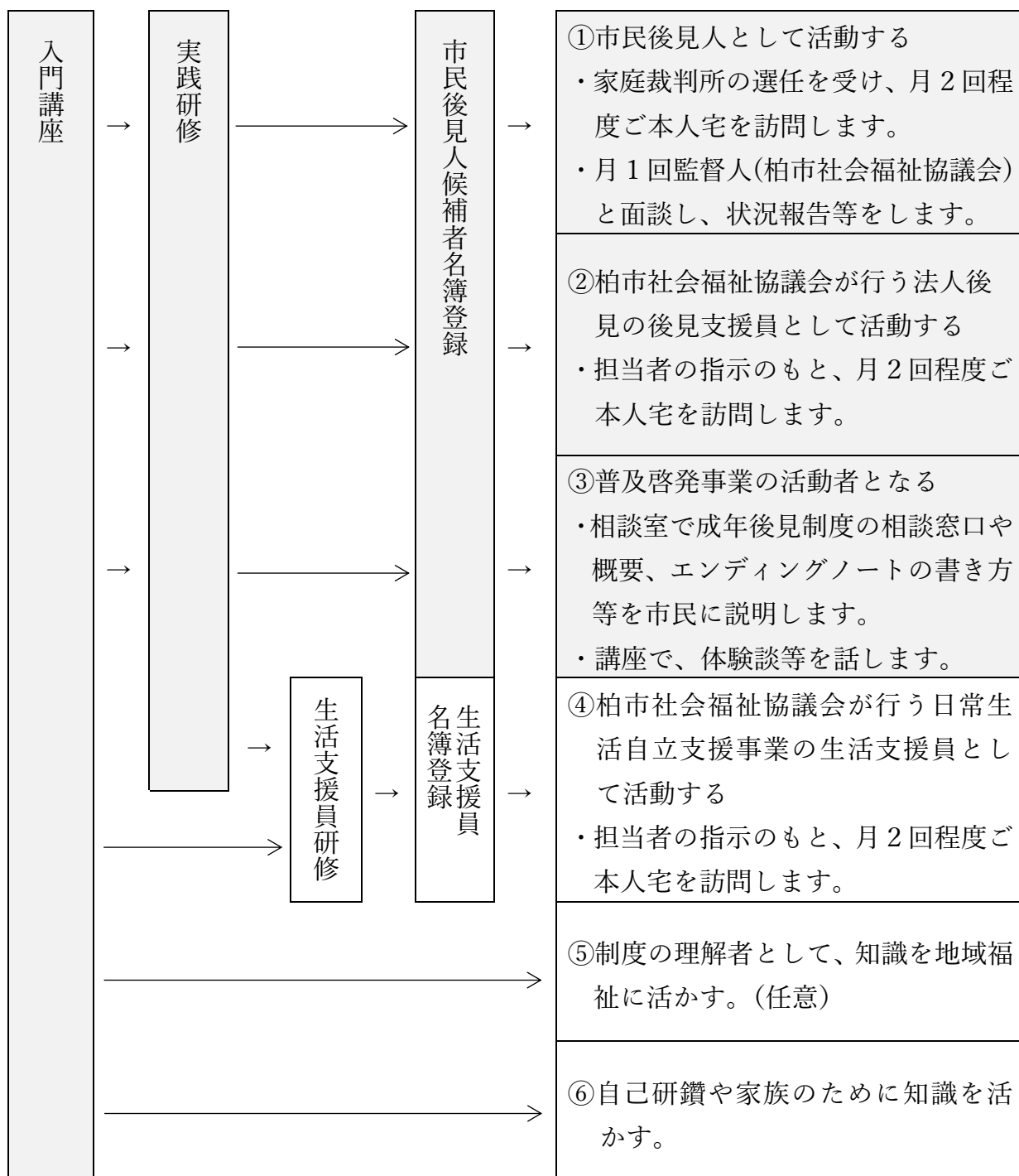
	入門講座	実践研修
概 要	成年後見制度や権利擁護に関する基本的な知識を習得する。	市民後見人が行う後見事務等に必要知識や具体的な技術を座学と実習で習得する。
受講期間	【座学】 2日間 令和6年 6月15日(土) 6月22日(土)	【座学】 7日間 令和6年 9月5日(木) から 12月5日(木) まで 【現任訓練(実習)】 7回程度 令和7年2月から8月まで
カリキュラム	【別表1】参照	【別表2】参照
応募要件	<p><b>【共通要件(入門講座は、①～③のみ)】</b></p> <p>① カリキュラムの全日出席できること</p> <p>② 柏市在住で柏市に住民登録があり、心身ともに健康であること</p> <p>③ 反社会的勢力等に該当や関与をしていないこと</p> <p><b>【実践研修に必要な受講要件(実践研修は、共通要件+④～⑦)】</b></p> <p>④ 柏市社会福祉協議会が実施する市民後見人養成研修「入門講座」を修了済みもしくは、今年度中に修了見込みであること。又は、他の地方自治体やNPO法人等が実施する市民後見人の養成を目的に開催した研修等を修了したかた</p> <p>⑤ 昭和30年4月1日から平成11年3月31日生まれのかた</p> <p>⑥ 民法第847条に定める後見人の欠格事項に該当しないこと</p> <p>⑦ 弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士、精神保健福祉士、社会保険労務士の資格を有し、成年後見人等として後見事務等を行っていない(行う予定がない) こと</p>	
定 員	20名	12名
場 所	<p>【座学】</p> <p>いきいきプラザ2階 研修室</p> <p>※ Zoom での受講も可</p>	<p>【座学】</p> <p>いきいきプラザ2階 研修室</p> <p>【現任訓練(実習)】</p> <p>金融機関や成年被後見人等(支援を必要とする人)の住まい(訪問等による現場での実習)</p>

	入門講座	実践研修
受講料	無料 ※交通費等実費発生時は自己負担	
告知方法	<p>下記の方法で募集を行います。</p> <p>① 広報かしわ（5月1日号）</p> <p>② 柏市社会福祉協議会ホームページにて、4月30日から募集要項と申込書を掲載</p> <p>③ 柏市社会福祉協議会（いきいきプラザ1階）にて、4月30日から募集要項と申込書を配付</p>	
募集期間	令和6年5月1日午前9時から 6月7日午後5時まで	令和6年5月1日午前9時から 6月28日午後5時（必着）
応募方法	下記の申込み先へ電話でお申込みください。	<p>別添「第7期柏市市民後見人養成研修(実践研修)受講申込書」を、申込み先へ下記いずれかの方法でお申込み（提出）してください。</p> <p>① 直接持参する。</p> <p>② 郵送で申込み（封筒に「第7期柏市市民後見人養成研修(実践研修)受講申込書在中」と明記すること）</p> <p>③ メールで申込む（件名を「第7期柏市市民後見人養成研修(実践研修)受講申込み」とし、受講申込書を添付すること）</p> <p>※ 申込書は、柏市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。</p>
選考方法	先着順	書類審査と面接審査
申込み先 問合せ先	<p>社会福祉法人 柏市社会福祉協議会（月～金 午前9時～午後5時）</p> <p>かしわ福祉権利擁護センター／後見支援担当</p> <p>〒277-0005 柏市柏5丁目11番8号</p> <p>T E L : 04 (7163) 7676</p> <p>F A X : 04 (7163) 9199</p> <p>m a i l : s-kouken@kashiwa-shakyo.or.jp</p>	

### 3 受講から活動まで（イメージ）

養成研修修了者の活動イメージとして、次の①～⑥の方法があります。

- ・①、②は、成年被後見人等に直接かかわる活動になります。いずれも柏市社会福祉協議会が、活動をバックアップします。
- ・③は、相談室の開設や職員が行う講座を補助します。
- ・④は、成年後見制度を利用するほどではないが、金銭管理等に支援を要する方への活動です。



## 第7期柏市市民後見人養成研修カリキュラム(入門講座)

入門講座	
<p>【1日目】 9時00分～12時00分</p> <p>1 開講式</p> <p>(1) あいさつ</p> <p>(2) 養成研修と市民後見人候補者名簿登録について</p> <p>(3) オリエンテーション</p> <p>2 講義</p> <p>(1) 意思決定支援</p> <p>①意思決定支援とは</p> <p>(2) 対象者の理解</p> <p>①高齢者の心身や知覚機能の変化</p> <p>②認知症の基礎知識</p> <p>③障害（身体、精神、知的）の基礎知識</p> <p>④高齢者（認知症含む）や障害者が地域で安心して生活するために私たちができること</p>	<p>30分</p> <p>60分</p> <p>90分</p>
<p>【2日目】 9時00分～12時20分</p> <p>1 講義</p> <p>(1) 成年後見制度の基礎</p> <p>①成年後見制度の理解</p> <p>②権利擁護支援と市町村責任</p> <p>(2) 市民後見活動の実際</p> <p>①かしわ福祉権利擁護センターと市民後見活動</p> <p>②市民後見活動者からの実践報告</p> <p>2 実践研修等のご案内</p>	<p>120分</p> <p>60分</p> <p>20分</p>

## 第7期柏市市民後見人養成研修カリキュラム(実践研修)

実践研修	
<p>【初日】 10時00分～15時00分</p> <p>1 開講式</p> <p>(1) あいさつ</p> <p>(2) 養成研修と市民後見人候補者名簿登録について</p> <p>(3) オリエンテーション</p> <p>2 市民後見人概論</p> <p>(1) 市民後見人とは</p> <p>(2) 市民後見人の現状と課題</p> <p>(3) 市民後見人の行動規範や倫理性</p> <p>(4) 市民後見人の職務と役割、活動形態</p> <p>(5) 市民後見人に求められること</p> <p>3 意思決定支援</p> <p>(1) 意思決定支援と代行決定（ロールプレイ）</p> <p>(2) 後見事務における意思決定支援（ガイドラインにおける基本的な考え方）</p>	<p>30分</p> <p>90分</p> <p>120分</p>
<p>【2日目】 9時00分～12時00分</p> <p>1 対象者の理解① 認知症高齢者</p> <p>(1) 認知症高齢者の特性</p> <p>(2) 地域包括支援センターの役割</p> <p>(3) 市民後見人への期待</p> <p>2 対象者の理解② 精神障害者・知的障害者</p> <p>(1) 精神障害者・知的障害者の特性</p> <p>(2) 地域生活支援拠点の役割</p> <p>(3) 市民後見人への期待</p>	<p>90分</p> <p>90分</p>
<p>【3日目】 10時00分～15時30分</p> <p>1 成年後見制度の基礎①</p> <p>(1) 入門講座の振り返り</p> <p>2 成年後見制度の基礎②</p> <p>(1) 成年後見利用促進法基本計画</p> <p>(2) 柏市の果たすべき役割と責任</p> <p>(3) 市民後見人推進事業を含む関連事業</p> <p>3 民法の基礎</p> <p>(1) 民法の基礎</p> <p>(2) 個人情報保護や守秘義務</p>	<p>90分</p> <p>60分</p> <p>120分</p>



<p><b>【4日目】 10時00分～15時50分</b></p> <p>1 関係制度・法律① 高齢者・障害者分野</p> <p>(1) 介護保険制度</p> <p>(2) 高齢者施策と高齢者虐待防止法</p> <p>(3) 障害者施策と障害者虐待防止法</p> <p>2 関係制度・法律② 関連分野</p> <p>(1) 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度</p> <p>(2) 公的医療保険制度</p> <p>(3) 年金保険制度と国民年金法（障害基礎年金等）</p> <p>(4) 消費者保護（消費生活センターの概要含む）</p>	<p>120分</p> <p>170分</p>
<p><b>【5日目】 10時00分～16時00分</b></p> <p>1 市民後見活動の実際</p> <p>(1) かしわ福祉権利擁護センターと市民後見人との関わり（中核機関、法人後見、監督人）</p> <p>(2) 市民後見人候補者名簿登録者からの実践報告と交流（後見支援員、市民後見人活動者）</p> <p>2 家庭裁判所の役割</p> <p>(1) 成年後見関係事件の概況</p> <p>(2) 成年後見人等と家庭裁判所の関わり</p> <p>(3) 市民後見人への期待</p> <p>3 対人援助の基礎</p> <p>(1) 自己覚知</p> <p>(2) 対人援助における面接やコミュニケーションの技法（グループワークやロールプレイ）</p>	<p>60分</p> <p>60分</p> <p>180分</p>
<p><b>【6日目】 10時00分～16時00分</b></p> <p>1 成年後見の実務①</p> <p>(1) 申立てから選任までのながれ</p> <p>(2) 申立て書類の書き方（演習含む）</p> <p>(3) 受任から定期報告までの流れと関係書類の書き方（演習含む）</p> <p>(4) 法務局への申請（登記事項証明書の役割）</p>	<p>300分</p>

	<p><b>【7日目】9時00分～16時00分</b></p> <p>1 専門職の理解</p> <p>(1) 高齢者や障害者に関わる専門職の理解</p> <p>(2) 市民後見人への期待</p> <p>2 成年後見の実務②</p> <p>(1) 緊急時対応</p> <p>(2) 後見事務終了の手続き（演習含む）</p> <p>(3) 死後事務</p> <p>3 現任訓練について</p> <p>(1) 現任訓練の実施方法</p> <p>(2) 日程調整</p>	<p>180分</p> <p>150分</p> <p>30分</p>
	<p><b>【現任訓練】（現場実習）</b></p> <p>令和7年2月から令和7年8月まで</p>	<p>7回以上</p>
	<p><b>【最終日】9時00分～12時00分</b></p> <p>1 閉講式（修了式）</p> <p>(1) あいさつ</p> <p>(2) 修了者へのエール</p> <p>(3) 修了者から一言（今後の抱負）</p> <p>(4) 修了証書授与</p> <p>(5) 市民後見人候補者名簿登録と今後の活動について</p> <p>(6) 記念撮影</p>	<p>180分</p>